



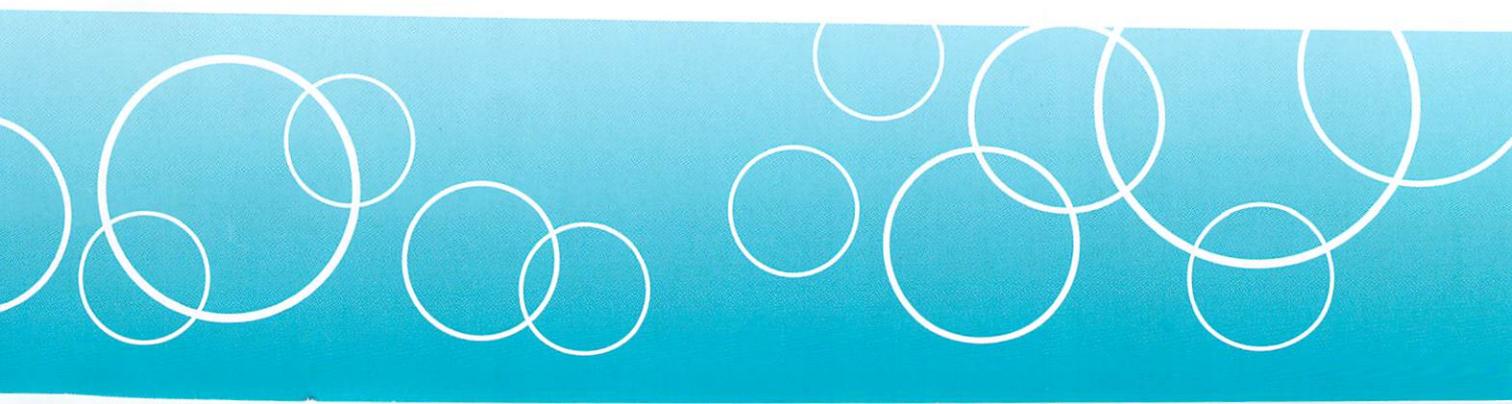
志摩市景観計画

概要版



目次

I	はじめに	1
II	景観計画区域	2
III	良好な景観の形成に関する方針	3
IV	行為の制限に関する事項	6
V	その他良好な景観形成に関する事項	10
VI	推進方策	11



計画の目的

志摩市は、三重県の東南部に位置し、全域が伊勢志摩国立公園に含まれ、里山と湾が複雑に入り組んだリアス式海岸による美しい自然に囲まれています。古くは、豊かな海の幸を都に献上した「御食つ国(みけつくに)」として知られ、今も、恵まれた気候や地の利をいかした水産業、農業、観光業が営まれています。

また、市内には人々の暮らしや農林漁業の営みとともに形成されてきた、石積みや檣垣、石畳などが残る波切、国府、上之郷などの歴史的な集落が多数みられます。

内宮（皇大神宮）別宮である伊雑宮を代表する歴史的な資源も豊かであり、祭りや伝統芸能が受け継がれ、先人からの歴史・文化が今も息づいています。

これらの豊かな自然や悠久の歴史が培われてきた本市は、古くから全国を代表する観光保養地として知られ、横山展望台から英虞湾への眺望、絵かきのまち大王、賢島などの観光保養地には多くの来訪者

がみられ、にぎわいをみせています。

これらの美しい自然景観や豊かな歴史・文化的景観を大切にすることは、市民が郷土への愛着と誇りを感じるとともに、本市を訪れる人々には良い印象を与えます。

一方で、志摩市総合計画においては、「住んでよし、訪れてよしの志摩市」をまちづくりの基本理念とし、市民が安全・安心に生活することはもとより、訪れた人にも住んでみたいと思わせるまちづくりを実現することをめざしています。

そこで、良好な景観の形成はまちに潤いを与え、地域の魅力を高め、地域の活性化を促すことにもつながることから、平成16年度に制定された景観法に基づき、本市の持つ自然、歴史、文化等から見た本市にふさわしい良好な景観の形成を図るため、「志摩市景観計画」を定めます。

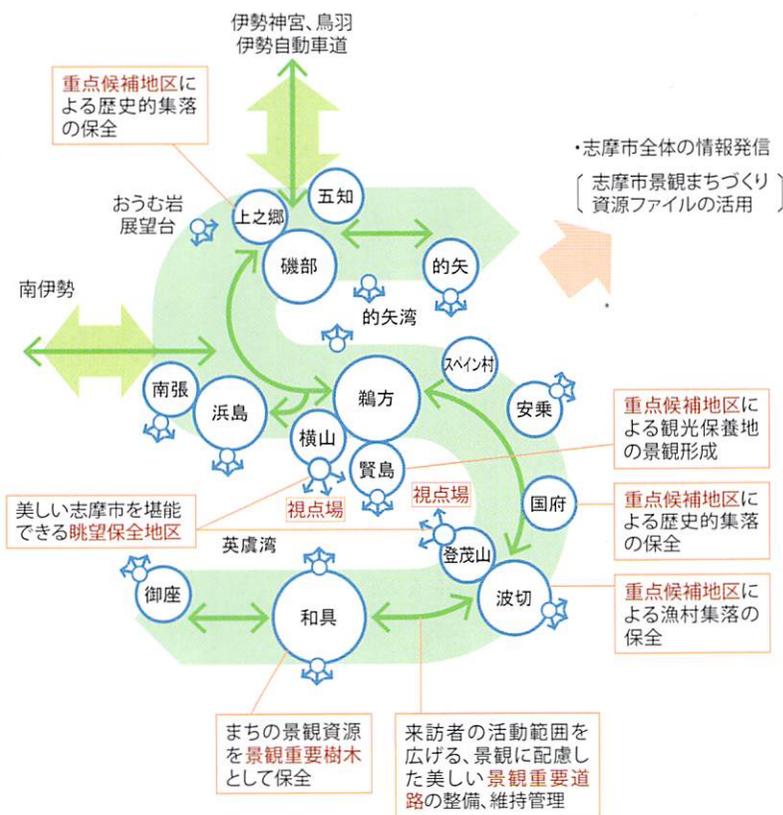
景観形成の目標

志摩の雄大な自然と悠久の歴史、伝統、文化を、「にぎわい」がめぐる景観まちづくりの推進

景観形成方針

志摩市における良好な景観の形成にあたっては、本市の各地域にある豊かな自然、歴史・伝統文化をもつ地区を重点候補地区とし、その地区の持つ魅力を引き出し、将来に継承します。

また、これらの地区を、良好な景観の形成に配慮した道路がネットワークとしてつなげることにより、各地区での来訪者や居住者の交流（にぎわい）の拡充を図り、それが志摩市全域に展開する、にぎわいのネットワークの形成を図ります。



II 景観計画区域

景観のとらえ方

本市の景観の基盤となる、まとまりのある景観を「面的」な景観としてとらえ、さらに本市の景観をふまえて、3つの景観に区分します。



『山地・里山の景観』

『里海・熊野灘沿岸の景観』

『市街地の景観』

多様な道路ネットワークを「線的」な景観としてとらえます。

なお、「沿道の景観」としては、本市の主要な幹線道路として次の路線を対象とします。

- ・国道260号
- ・国道167号
- ・県道鳥羽阿児線（パールロード）
- ・県道伊勢磯部線
- ・県道浜島阿児線
- ・市道松山路浜島線



『沿道の景観』

景観計画区域の区分

山地・里山ゾーン

里海・熊野灘沿岸ゾーン

市街地ゾーン

沿道ゾーン（内陸型）

沿道ゾーン（沿岸型）

海岸から離れた農地や集落等を通る区間

海岸付近を通る区間

※沿道ゾーン:道路端から両側15m以内の区域

育まれてきた個性ある景観を「地区」の景観としてとらえます。なお、「景観形成上重要な地区」は次の類型に区分します。

- ・歴史的集落
- ・漁村集落
- ・農村集落
- ・市街地
- ・観光保養地

『景観形成上重要な地区』

また、「誇れる視点場」からの眺望を『良好な眺望景観』とします。

『良好な眺望景観』



- 歴史的集落
- 漁村集落
- 市街地
- 農村集落
- 観光保養地
- 誇れる視点場

歴史的集落・農漁村集落、市街地、観光保養地

誇れる視点場から望める眺望景観

景観計画区域の区分

重点候補地区
重点地区

眺望保全地区

景観計画区域図



凡例

一般地区

山地・里山ゾーン

里海・熊野灘沿岸ゾーン

市街地ゾーン

沿道ゾーン（内陸型）

沿道ゾーン（沿岸型）

眺望保全地区

眺望保全地区

Ⅲ 良好な景観の形成に関する方針

一般地区

		良好な景観の形成に関する方針	
山地・里山 ゾーン		山地・里山 景観	<ul style="list-style-type: none"> ◆起伏に富んだ美しい森林景観の保全のため適正管理を促すとともに、これらの山並みや里山への眺望の確保及び調和を大切に景観形成を図ります。 ◆心の安らぎを感じる農地の保全に努めるとともに、これらとの調和を大切に景観形成を図ります。
		集落・居住地 景観	<ul style="list-style-type: none"> ◆磯部道や鳥羽道沿いなどに残る集落景観の保全に努めるとともに、地区内の景観資源との調和に配慮した景観形成を図ります。 ◆農の営みとともに形成されてきた石垣や横垣、土塀、土蔵、そして歴史的な家屋が残る特徴的な農村集落の保全に努めるとともに、これらとの調和を大切に景観形成を図ります。
		市街地景観	<ul style="list-style-type: none"> ◆周辺の自然景観と調和した、緑豊かで落ち着いた景観形成を図ります。
		眺望景観	<ul style="list-style-type: none"> ◆広がりのある雄大な眺望景観の保全に努めるとともに背景の緑等との調和に配慮した景観形成を図ります。 ◆美しい眺めを楽しめる多くの場所の保全を図ります。
英虞湾の 景観		里海景観	<ul style="list-style-type: none"> ◆複雑に入り組んだリアス式海岸地形や、海岸線に迫る山々、養殖筏などが折り重なる、風光明媚な景観の保全に努めます。 ◆背景となるリアス式海岸地形との調和に配慮した景観形成を図ります。
		集落・居住地景観	<ul style="list-style-type: none"> ◆漁村集落にみられる密集した特徴的な集落景観の保全に努めるとともに、これらとの調和を大切に景観形成を図ります。
		観光保養地景観	<ul style="list-style-type: none"> ◆賢島や合歓の郷などにみられる保養施設の適正な維持管理を促すとともに、自然景観との共生に配慮した景観形成を図ります。
		眺望景観	<ul style="list-style-type: none"> ◆英虞湾への眺望景観の保全に努めるとともに、背景の緑等との調和に配慮した景観形成を図ります。 ◆英虞湾への美しい眺めを楽しめる多くの場所の保全を図ります。
里海・熊野灘沿岸 ゾーン	的矢湾の 景観	里海景観	<ul style="list-style-type: none"> ◆複雑に入り組んだリアス式海岸地形や、海岸線に迫る山々、養殖筏などが折り重なる、風光明媚な景観の保全に努めます。 ◆背景となる入り組んだ深い入江との調和に配慮した景観形成を図ります。
		集落・居住地景観	<ul style="list-style-type: none"> ◆漁村集落にみられる密集した特徴的な集落の保全に努めるとともに、これらとの調和を大切に景観形成を図ります。
		観光保養地景観	<ul style="list-style-type: none"> ◆志摩スペイン村や周辺の保養施設の適正な維持管理を促すとともに、自然景観との共生に配慮した景観形成を図ります。
		眺望景観	<ul style="list-style-type: none"> ◆的矢湾への眺望景観の保全に努めるとともに、背景の緑等との調和に配慮した景観形成を図ります。 ◆的矢湾への美しい眺めを楽しめる多くの場所の保全を図ります。
熊野灘沿岸の 景観		熊野灘沿岸 景観	<ul style="list-style-type: none"> ◆複雑に入り組んだリアス式海岸地形や、荒々しい海岸、白砂青松の海岸線など多様な海岸の景観の保全に努めます。 ◆背景となるリアス式海岸や海岸線との調和に配慮した景観形成を図ります。
		集落・居住地 景観	<ul style="list-style-type: none"> ◆漁村集落や農村集落にみられる農・漁業の営みとともに形成されてきた石垣や横垣の集落景観の保全に努めるとともに、これらとの調和を大切に景観形成を図ります。
		市街地景観	<ul style="list-style-type: none"> ◆浜島本町通り商店街の修景されたまちなみを保全するとともに、地区周辺の漁村集落や歴史的まちなみと調和した、落ち着いた景観形成を図ります。
		眺望景観	<ul style="list-style-type: none"> ◆海岸線沿いへの眺望の保全に努めるとともに、背景の緑等との調和に配慮した景観形成を図ります。 ◆海岸線沿いの美しい眺めを楽しめる多くの場所の保全を図ります。
市街地 ゾーン		市街地景観	<ul style="list-style-type: none"> ◆鶴方駅前周辺においては、本市の中核拠点として市民が誇れる景観形成と、商業・業務地として訪れる人々を惹きつける魅力を演出する景観形成を図ります。 ◆前川沿いの緑化などによる潤いある景観形成を図るとともに、公共施設が地域の景観を先導するよう適正な整備及び維持管理に努めます。 ◆磯部駅前を中心としたにぎわいのある景観形成に努めるとともに、伊雑宮などにつながる魅力ある地区として景観形成を図ります。

対象となる主要な幹線道路別に、良好な景観の形成に関する方針を、保全の方針と創出の方針に分け定めます。



国道260号
(鶴方～御座間) 沿道/
県道安乗港線沿道



国道167号沿道



県道鳥羽阿児線
(パルロード)
沿道



県道浜島阿児線沿道/
市道松山路浜島線沿道/
国道260号
(浜島～南張間) 沿道



県道伊勢磯部線沿道

沿道ゾーン

良好な景観の形成に関する方針の例（以下の様な方針を路線別に定めます）

保全の方針

- ◆観光保養地へのアプローチ道路として潤いのある沿道景観の保全に努めます。
- ◆沿道に広がる眺望景観の保全を図ります。など

創出の方針

- ◆背景となる緑や眺望景観との調和に配慮した景観の創出を図ります。
- ◆市街地においては、落ち着いた景観の創出を図ります。
- ◆背景の自然環境や広がりある海・空などから突出しないよう、工作物や屋外広告物の景観誘導に努めます。など

重点候補地区

本市の顔とも言うべき個性ある景観がみられる地区は、「重点候補地区」として位置づけ、それぞれの地区別に良好な景観の形成に関する方針を、保全の方針と創出の方針に分け定めます。



五知地区



上之郷地区



志摩磯部駅周辺地区



鶴方地区



的矢地区



浜島地区



大崎半島地区



賢島地区



国府地区



御座地区



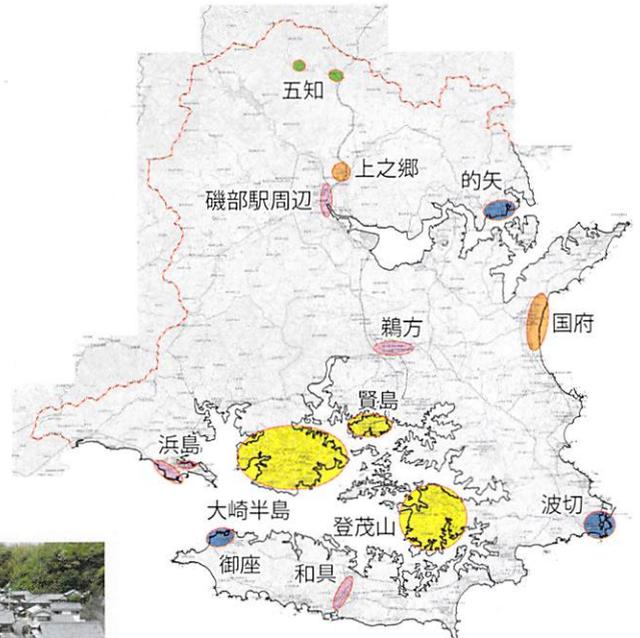
和具地区



登茂山地区



波切地区



- 重点候補地区
- 歴史的集落
 - 漁村集落
 - 市街地
 - 農村集落
 - 観光保養地

眺望保全地区

本計画においては、「三重県景観計画における眺望景観保全制度に関する研究—伊勢志摩地域をケーススタディとして—（平成23年3月/三重大学大学院工学研究科浅野研究室、三重県県土整備部景観まちづくり室）」において、「誇れる視点場」として位置づけられている眺望景観のうち、次の2つの区域を眺望保全地区として位置づけ、良好な景観の形成に関する方針を、保全の方針と創出の方針に分け定めます。



横山展望台眺望保全地区

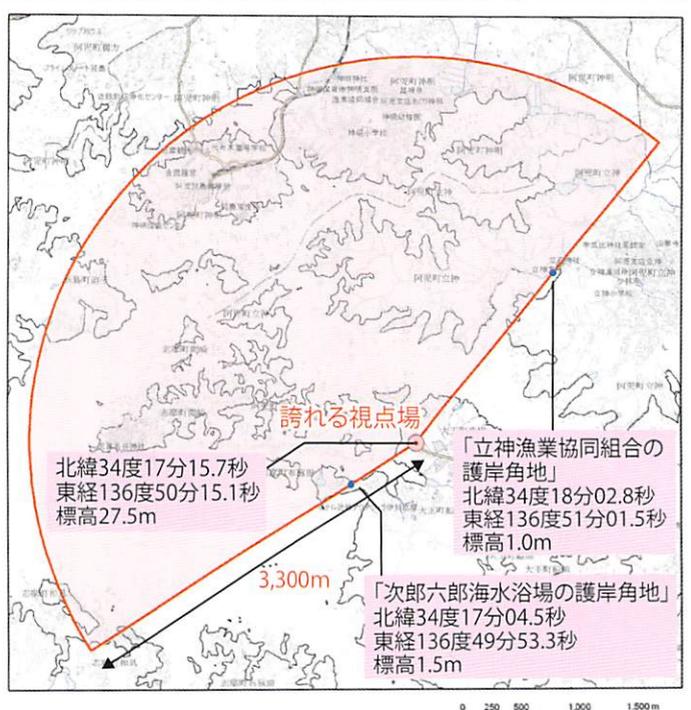


桐垣展望台眺望保全地区



横山展望台眺望保全地区	
良好な景観の形成に関する方針	
保全の方針	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 複雑に入り組んだリアス式海岸地形や市街地への雄大な眺望景観の保全を図ります。 ◆ 横山展望台は、本市の風光明媚な景観を楽しむ代表地として、展望台周辺の自然環境とともに、その保全に努めます。
創出の方針	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 背景となる森林や水辺等との調和に配慮し、横山展望台から英虞湾への雄大な眺望景観から、対象となる行為が突出することのないよう、景観形成を図ります。

桐垣展望台眺望保全地区	
良好な景観の形成に関する方針	
保全の方針	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 複雑に入り組んだリアス式海岸地形や、海岸線に迫る山々、養殖筏などが折り重なる、風光明媚な眺望景観の保全を図ります。 ◆ 特に、英虞湾への夕景を楽しめる、本市の代表地として、展望台周辺の自然環境とともに、その保全に努めます。
創出の方針	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 背景の緑等との調和に配慮し、桐垣展望台から英虞湾への眺望を阻害しないよう、景観形成を図ります。 ◆ 賢島などにみられる保養施設の適正な維持管理を促すとともに、背景の緑や英虞湾の水辺等との調和に配慮した、落ち着いた景観形成を図ります。



掲載図面の背景地図：2006三重県共有デジタル地図(数値地形図2500(道路縁1000))三重県市町総合事務組合

IV 行為の制限に関する事項

一般地区・眺望保全地区の景観形成基準の考え方

一般地区の景観形成基準は、重点地区に指定された区域を除く市全域に適用されます。また、眺望保全地区においては、眺望保全地区の基準が重ねて適用されます。それぞれのゾーンや地区における良好な景観の形成に関

する方針を具体化するため、全てのゾーン・地区に適用される基本的基準と、各ゾーン・地区の景観特性に応じて適用されるゾーン・地区独自の基準に分けられます。これらの基準の組み合わせは次のとおりです。

一般地区・眺望保全地区の景観形成基準の構成

全ての区域に適用される基準

基本的基準

+

特性に応じて適用される基準

ゾーン・地区独自の基準

一般地区・眺望保全地区の景観形成基準

①建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
ア. 基本的基準

項目		景観形成基準
規模・配置	規模・配置	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺の建築物等や地形との連続性及び一体性が保たれる規模・配置とすること。 ● 周辺に社寺林や防風林等の樹林地等がある場合は、できる限りその高さ以内にとどめる規模となるよう配慮すること。 ● 山稜の近傍においては、できるだけ稜線を乱さない規模・配置とすること。 ● 公園や緑地等に隣接する場合は、配置を工夫し、一体的な空間が創出されるよう配慮すること。
	壁面	<ul style="list-style-type: none"> ● 壁面は、立地条件にあわせて、後退させるか、周辺の建築物等と位置を揃え、周辺の景観との調和に配慮すること。 ● 壁面の位置は、道路からできる限り後退するか、やむを得ず後退できない場合は、歩行者等に圧迫感を感じさせないよう壁面の前面部を生垣や植栽等により修景すること。ただし、周辺の建築物等の壁面の位置が揃っている場合はこの限りではない。
形態意匠	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺の建築物等や地形との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態意匠とすること。 ● 反射性のある素材を壁面の大部分や屋根に使用することは避け、周辺の景観から突出しないよう配慮すること。 ● 歴史的まちなみや集落景観の整っている地域、まとまりのある農地に近接する場合は、形態意匠を工夫し、隣地や周辺の景観との調和に配慮すること。
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ● 壁面の仕様を適度に分けるなど、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や違和感を生じないよう配慮すること。
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ● 勾配屋根又はそれに類する屋根形状とするなど、周辺の地形との調和に配慮すること。ただし、屋上緑化等の環境に配慮した屋根構造となっているものはこの限りではない。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ● 色彩は落ち着いたものとし、周辺の景観との調和に配慮すること。
色彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物等の外壁については、派手で周囲の景観から突出しやすすい高彩度色や明清色（明るく色味の強い色彩）を避けるものとし、別表の数値基準の通りとする。ただし、着色していない木材、土壁等の自然素材や無彩色のガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の5分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩（伊勢志摩国立公園の普通地域のみ）については、この限りでない。
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物等の屋根については、派手で周囲の景観から突出しやすすい高彩度色や、まちなみや自然の緑と対比の強い高明度色を避けるものとし、別表の数値基準の通りとする。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> ● 素材そのものの良さを形態意匠に活かし、周辺の景観との調和に配慮すること。 ● 石材など耐久性に優れた素材や、自然素材、伝統的素材などを外観に採り入れ、年数とともに周辺の景観に溶け込むよう配慮すること。
附属建築物	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路や公園、誇れる視点場等の公共の場から望みできる車庫、立体駐車場、機械室等の附属建築物や屋外階段等は主体となる建築物等と調和させ、一体感のあるものとする。 	
附属設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 附属設備は、道路や公園、誇れる視点場等の公共の場から露出しない位置に設けるか、ルーバーで覆うなど修景を行うこと。 	
外構	<ul style="list-style-type: none"> ● 敷地をフェンスや塀、垣等で囲う場合は、生垣や石垣等の自然素材又はこれに類する素材を使用し、歩行者等に対する圧迫感の軽減、周辺の景観との調和に配慮すること。また、透視可能な柵を設置する場合は、高さを抑え圧迫感を軽減するとともに、茶系の色彩を基本とすること。 ● 擁壁が生じる場合には、既存の石積みの再使用や緑化ブロック等による修景など、形態や仕上げの工夫により、単調さや圧迫感の軽減や、集落景観の継承に配慮すること。 	
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ● 行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。 ● 緑化の際は、地域に自生し、周辺の景観と調和のとれた樹種を用いるよう配慮すること。 ● 行為地にある樹形又は樹勢の優れた樹木は、できる限り保存又は移植し、修景等に活かすこと。 	
夜間の照明	<ul style="list-style-type: none"> ● 夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにするなど、照明の方法や設置場所を工夫し、周辺の状況に応じた夜間景観を演出するよう配慮すること。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 行為地内の既存建築物等が景観を阻害している場合は、増築等にあわせてできる限り周辺の景観に調和させること。 	
景観資源への配慮	規模・配置	<ul style="list-style-type: none"> ● 行為地が文化財、特徴的な建造物や樹木等の景観資源に近接する場合は、その保全に配慮すること。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観資源に近接して圧迫感のある壁面等が生じないよう、規模や配置を工夫すること。
	附属建築物・附属設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観資源に近接して附属建築物や附属設備を設けないよう工夫すること。

項目	景観形成基準
電気・通信施設	<ul style="list-style-type: none"> ●携帯電話基地局等の設置にあたっては、以上の項目に加え、設置場所や形状等について以下のことを工夫し、周辺景観との調和に配慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・必要最低限の高さに抑えること。 ・主要な道路等からできるだけ離して設置すること。 ・行為地の周辺に歴史的まちなみや集落景観の整っている地域がある場合、そこから目立つ場所は避けて設置すること。 ・上部を小さくするなど、安定感のある印象をあたえる形態とすること。 ・山地や樹林地が背景となる場合は、背景となる樹木等に溶け込むように、茶系で低明度のもの（マンセル値10YR2.0/1.0程度）又は灰色で低明度のもの（マンセル値N4.5程度）とすること。 ・上記以外の場所においては、空に溶け込むように、灰色で中明度のもの（マンセル値N7.0程度）とすること。ただし、設置場所周辺の状況から別途配慮が必要な場合は、この限りでない。 ・公共の場から望見できる場所に設備機器類を設置し、フェンス等で囲う場合は、フェンス等は設備機器類を含めて茶系で低明度（マンセル値10YR2.0/1.0程度）のものとするともに、遮へい効果のある生垣等を敷地周囲に配置するなど緑化に配慮すること。

イ. ゾーン独自の基準

【山地・里山ゾーン】

山地・里山ゾーンでは、基本的基準のみが適用されます。

【里海・熊野灘沿岸ゾーン】

里海・熊野灘沿岸ゾーンでは、基本的基準に加えて、以下の基準が適用されます。

項目	景観形成基準
規模・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸付近においては、海側の敷地境界線から建築物等をできる限り後退するなど、規模・配置を工夫し、行為地周辺の海岸からの圧迫感の軽減や、周辺の橋や対岸などからの開放感ある眺望の確保に配慮すること。 ・行為地周辺の道路や公園、誇れる視点場等の公共の場から海が見通せる場合は、規模・配置を工夫し、海への眺望が確保できるよう配慮すること。
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸付近においては、壁面等の形態意匠を工夫し、開放感と親水性に富んだ空間の創出に配慮すること。
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・海辺の雰囲気醸し出す樹種の植栽に努めること。

【市街地ゾーン】

市街地ゾーンでは、基本的基準に加えて、以下の基準が適用されます。

項目	景観形成基準
壁面	<ul style="list-style-type: none"> ・街路景観の整っている地域においては、できる限り壁面線を統一し、隣地や周辺との連続性に配慮するとともに、低層部分は壁面をセツバックするなど、ゆとりある空間の創出に配慮すること。
外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・商業・業務地においては、低層階の壁面の素材や形態意匠を工夫し、歩行者等に対するゆとりと開放感の確保や、にぎわいのあるまちなみの演出に配慮すること。
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの部分が緑化できない場合は、シンボルツリー等の植栽により、通りに彩りを添えるよう配慮すること。

【沿道ゾーン（内陸型）】

沿道ゾーン（内陸型）では、基本的基準に加えて、以下の基準が適用されます。

項目	景観形成基準
壁面	<ul style="list-style-type: none"> ・建物が連担している地域においては、周辺の建築物の高さを超える高層部の壁面をできる限り後退させ、圧迫感の軽減に配慮すること。
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・接道部や角地、駐車場等は積極的に緑化すること。

【沿道ゾーン（沿岸型）】

沿道ゾーン（沿岸型）では、基本的基準に加えて、以下の基準が適用されます。

項目	景観形成基準
規模・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸付近においては、海側の敷地境界線から建築物等をできる限り後退するなど、規模・配置を工夫し、行為地周辺の海岸からの圧迫感の軽減や、周辺の橋や対岸などからの開放感ある眺望の確保に配慮すること。 ・行為地周辺の道路や公園、誇れる視点場等の公共の場から海が見通せる場合は、規模・配置を工夫し、海への眺望が確保できるよう配慮すること。
壁面	<ul style="list-style-type: none"> ・建物が連担している地域においては、周辺の建築物の高さを超える高層部の壁面をできる限り後退させ、圧迫感の軽減に配慮すること。
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸付近においては、壁面等の形態意匠を工夫し、開放感と親水性に富んだ空間の創出に配慮すること。
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・接道部や角地、駐車場等は積極的に緑化すること。 ・海辺の雰囲気醸し出す樹種の植栽に努めること。

ウ. 眺望保全地区の基準

【横山展望台眺望保全地区】

横山展望台眺望保全地区では、基本的基準並びに行為地が属するゾーンの基準に加えて、以下の基準が適用されます。

項目	景観形成基準
規模・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の高さをできる限り抑え、横山展望台からの眺望を阻害しないよう配慮すること。なお、伊勢志摩国立公園の特別地域においては、自然公園法施行規則第11条により定められた高さ以下に抑えること。 【参考】自然公園法施行規則（以降「規則」という。）第11条「特別地域、特別保護地区及び海域公園地区内の行為の許可基準」における「高さ」関連する部分の要旨 ・規則第11条第2項：当該建築物の高さ（避雷針及び煙突を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。）が13メートル（その高さが現に13メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであることとする。ただし、既存建築物の改築等であつて、建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でない場合は、この限りでない。 ・規則第11条第4項2号：分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物が2階建以下であり、かつ、その高さが10メートル（その高さが現に10メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。

項目		景観形成基準
形態意匠	形態意匠	・建築物等の高層部や塔屋への過剰な装飾は避け、横山展望台からの眺望を阻害しないよう配慮すること。 ・塔屋を設ける場合、壁面や屋根が主体となる建築物等と一体感のあるものとする。
	屋根	・主体となる建築物等および塔屋の屋根は10分の3～5勾配のある勾配屋根とするよう配慮すること。
	色彩	・アクセント色の使用は、横山展望台から望見できない部分に限るものとし、良好な眺望景観を阻害しないよう配慮すること。
	素材	・横山展望台から視認できる部分への反射性素材の使用を避け、良好な眺望景観の保全に配慮すること。ただし、太陽光発電パネルなど環境配慮型の反射性素材を使用する場合は、設置方法や場所を工夫し、横山展望台から目立たないよう配慮すること。
電気・通信施設		・横山展望台からの眺望を妨げる場所は避けて設置すること。

【桐垣展望台眺望保全地区】

桐垣展望台眺望保全地区では、基本的基準並びに行為地が属するゾーンの基準に加えて、以下の基準が適用されます。

項目		景観形成基準
規模・配置	規模・配置	・建築物等の高さをできる限り抑え、桐垣展望台からの眺望を阻害しないよう配慮すること。なお、伊勢志摩国立公園の特別地域においては、自然公園法施行規則第11条により定められた高さ以下に抑えること。 【参考】自然公園法施行規則（以降「規則」という。）第11条「特別地域、特別保護地区及び海域公園地区内の行為の許可基準」における「高さ」関連する部分の要旨 ・規則第11条第2項：当該建築物の高さ（避雷針及び煙突を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。）が13メートル（その高さが現に13メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであることとする。ただし、既存建築物の改築等であつて、建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でない場合は、この限りでない。 ・規則第11条第4項2号：分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物が2階建以下であり、かつ、その高さが10メートル（その高さが現に10メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。
	形態意匠	・建築物等の高層部や塔屋への過剰な装飾は避け、桐垣展望台からの眺望を阻害しないよう配慮すること。 ・塔屋を設ける場合、壁面や屋根が主体となる建築物等と一体感のあるものとする。
	屋根	・主体となる建築物等および塔屋の屋根は10分の3～5勾配のある勾配屋根とするよう配慮すること。
	色彩	・アクセント色の使用は、桐垣展望台から望見できない部分に限るものとし、良好な眺望景観を阻害しないよう配慮すること。
形態意匠	素材	・桐垣展望台から視認できる部分への反射性素材の使用を避け、良好な眺望景観の保全に配慮すること。ただし、太陽光発電パネルなど環境配慮型の反射性素材を使用する場合は、設置方法や場所を工夫し、桐垣展望台から目立たないよう配慮すること。
	電気・通信施設	・桐垣展望台からの眺望を妨げる場所は避けて設置すること。

② 開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取又は鉱物の掘採を除く。）一般地区全域において以下の基本的基準のみが適用されます。

項目		景観形成基準
形態意匠	● できる限り現況の地形を活かし、長大なり面又は擁壁が生じないようにすること。やむを得ず生じる場合は、のり面をゆるやかな勾配とするか、分割し、圧迫感を軽減するよう配慮すること。また、擁壁は石積みや緑化ブロック等により修景するよう配慮すること。	
緑化	● のり面や敷地の外周等は、できる限り多くの部分を緑化すること。 ・ のり面は、緑化のためにできる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和のとれた樹種により緑化すること。 ・ 行為地にある樹木は、できる限り保存又は移植し、修景等に活かすこと。	

③ 土石の採取又は鉱物の掘採

一般地区全域において以下の基本的基準のみが適用されます。

項目		景観形成基準
採取の方法	● 土石の採取又は鉱物の掘採の位置や規模を工夫し、道路や公園、誇れる視点場等の公共の場から目立ちにくくすること。	
遮へい	● 行為地が公共の場から見える場合は、できる限り植栽又は塀等により遮へいし、背景や周辺の景観との調和に配慮すること。	
緑化	● 採取又は掘採の跡地は、できる限り周辺の植生と調和した緑化を行うこと。	

④ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

一般地区全域において以下の基本的基準のみが適用されます。

項目		景観形成基準
集積・貯蔵の方法	● 集積又は貯蔵の位置や規模を工夫し、道路や公園、誇れる視点場等の公共の場から目立ちにくくするとともに、積み上げる高さをできる限り低くするなど、整然とした集積又は貯蔵とすること。	
遮へい	● 行為地が公共の場所から見える場合は、できる限り植栽又は塀等により遮へいし、周辺の景観との調和に配慮すること。	

（別表）色彩基準

対象	色相	明度	彩度
外壁基調色	10R～5Y (10R=OYR)	8以上の場合	4以下
		8未満の場合	6以下
	R、5.1Y～10Y	—	4以下
	その他	—	2以下（無彩色を含む）
屋根色	10R～5Y R、5.1Y～10Y	7以下	6以下
			4以下
	その他	2以下（無彩色を含む）	

※せき質タイルや無釉の瓦など本市で数多く用いられており、自然素材に準ずる材料の色彩は上記によらないことができる。

（参考）色彩の推奨基準

志摩市景観計画区域は、全域が伊勢志摩国立公園に指定されており、伊勢志摩国立公園管理計画に「許可・届出等取扱方針」が定められています。

この中で、色彩については屋根色として「暗緑色、焦げ茶色、黒色」、外壁色として「茶系色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色」を基準としているため、この取扱方針を数値化し、概略のマンセル値範囲として示したものを、色彩の推奨基準として定めます。

対象	色相	明度	彩度
外壁基調色	5R～5Y	3以上9未満	3以下（無彩色を含む）
屋根色	5R～5Y	5以下	3以下（無彩色を含む）
	5.1Y～10G		2以下（無彩色を含む）

※地場産の木材や石材など、自然素材本来の色彩による場合は上記によらないことができる。

届出を要する行為

一般地区および眺望保全地区において、届出を要する行為は次のとおりです。

対象行為と規模		
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ10mを超えるもの又は建築面積500㎡を超えるもの	
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	①煙突（支枠及び支線があるものについては、これらを含む。）その他これに類するもの	高さ10mを超えるもの
	②架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さ30mを超えるもの
	③鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（前号に掲げるものを除く。）	高さ10mを超えるもの
	④装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。）	
	⑤高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの	
	⑥擁壁、さく、堀	高さ5mを超え、かつ、長さ10mを超えるもの
	⑦ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設	高さ10mを超えるもの
	⑧アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	高さ10mを超えるもの又は築造面積500㎡を超えるもの
	⑨自動車車庫の用途に供するもの	
	⑩汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの	
	⑪①から⑩に掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの	建築物の上端から当該工作物の上端までの高さが5mを超え、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが10m（②に掲げるものにあつては30m）を超えるもの
	⑫その他の工作物	高さ10mを超えるもの又は築造面積500㎡を超えるもの
開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為）	行為に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの又は行為に伴い生ずる擁壁又はのり面の高さが5mを超え、かつ、長さ10mを超えるもの	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆（たい）積	行為に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの又はその高さが5mを超えるもの	

※増築・改築などを行った後の全体の規模が、各欄に定める規模を超えている場合届出が必要となります。

一般地区及び眺望保全地区において、届出を要しない行為は次のとおりです。

- 景観法第16条第7項各号に規定する行為
- 景観法第16条第7項第11号に基づく志摩市景観条例に規定する行為

また、景観法第17条第1項に規定する条例で定める特定届出対象行為は、次に掲げる行為とします。

- 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
- 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

V その他良好な景観形成に関する事項

景観重要建造物の指定の方針

地域の景観を特徴づける建造物は、本市における良好な景観の形成上重要であることから、次に示す項目のいずれかに該当するものを、景観重要建造物の指定に向け検討していきます。

景観重要建造物の指定の方針
●地域の歴史・文化が建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。）の形態意匠に色濃く現れているもの又は造形の規範となっているもので、再現することが容易でないもの
●多くの市民に親しまれているもので、よく維持管理され、地域のランドマークとなっているもの
●その他優れた外観を有し、本市の景観形成上重要な役割を有するもの



安乗埼灯台



大王埼灯台

景観重要樹木の指定の方針

景観形成上重要であり、道路など公共の場所から望見できる地域の景観を特徴づける樹木のうち、次に示す項目のいずれかに該当するものを、景観重要樹木の指定に向け検討していきます。

景観重要樹木の指定の方針
●地域の自然、歴史・文化が色濃く現れており、樹姿や樹勢が優れているもの
●由緒、由来のある樹木で古くから地域住民に親しまれ、よく維持管理され、地域のランドマークとなっているもの
●その他優れた樹容を有し、本市の景観形成上重要な役割を有するもの



おりきの松

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

◆屋外広告物の表示及び掲出に関する基本的事項

屋外広告物は、本市の観光保養地等への魅力あるアプローチ道路の沿道景観形成に影響を与える重要な要素です。このため、三重県屋外広告物条例に基づき、行為の制限を図るとともに、特に良好な景観の維持及び形成を図るべき地区においては、屋外広告物沿道景観地区制度の活用をするなどにより規制・誘導を図ります。

景観重要公共施設の整備に関する事項

◆景観重要公共施設の基本的な考え方

道路、河川、公園などの公共施設は、地域の景観を構成する重要な要素のひとつとなることから、市の景観の骨格を形成するものや景観形成上重要な地区などにあるものは、景観重要公共施設に位置づけ、地域の景観資源となるような整備を行うものとしします。

景観重要公共施設の指定の考え方(いずれかに該当するもの)
●重点地区や重点候補地区、沿道ゾーン内にあるもの
●重点地区や重点候補地区、沿道ゾーンに近接するもので、地域の良好な景観の形成を先導していく必要があるもの
●市民の憩いや散策の場として親しまれているもの、或いは地域のシンボルとなっており、良好な景観の形成を図る上で重要なもの

景観重要公共施設

景観重要道路	景観重要漁港	沿道ゾーン内にあるもの	重点候補地区内にあるもの
国道 260号 	国道 167号 	県道 鳥羽阿児線 (パールロード) 	県道 浜島阿児線
県道 安乗港線 	市道 桧山路浜島線 	県道 波切港線 波切地区 	市道 宝門1号線 波切地区
市道 山崎2号線 波切地区 	市道 西村1号線 波切地区 	市道 清水坂城山線 波切地区 	波切漁港 波切地区
市道 阿児の松原線 国府地区 	市道 国府中央線 国府地区 	市道 黒松線 国府地区 	市道 上之郷恵利原線 上之郷地区
			国道 167号 賢島地区

VI 推進方策

市民・事業者による景観まちづくりの促進・支援

(1) 各主体の役割

市民の役割

- 自らの行為が地域の景観の質を高める
- 日常的な清掃活動など自主的な活動
- 歴史的まちなみや景観資源の保全、伝統行事の継承等の活動やボランティアなどに積極的に参加・協力

事業者の役割

- 建築や開発などの行為に際して、良好な景観の形成に積極的に取り組む
- 地域社会の一員として、市民活動やボランティア、地域のまちづくり活動等により地域社会に貢献

行政の役割

- 良好な景観の形成を先導する公共施設の適正な整備
- 地域住民等による積極的な景観形成活動に対し、必要な支援制度を検討
- 志摩市景観審議会、景観アドバイザー制度など景観の形成に関するしくみづくり

(2) 景観まちづくりの促進

景観まちづくり資源ファイルによる情報発信
 まちづくりにとって重要となるまちの資源を、「志摩市景観まちづくり資源ファイル」として記録し、かけがえない本市の景観資源として一体的に情報発信

重点地区への取組

景観形成上重要な地区である重点候補地区のうち、重点的に景観まちづくりを推進すべき地区を、重点地区として位置付け、景観まちづくりを促進

都市計画法などの活用による推進

都市計画等制度の活用

建築基準法や都市計画法等の諸制度を活用した、風情ある集落景観の保全

文化財保護法などの活用

重要伝統的建造物群保存地区や文化的景観など文化財保護法の活用

関連事業との連携

- ・新しい里海創生によるまちづくりの取組と連携
- ・「(仮称)公共施設景観形成ガイドライン」の作成

景観法の諸制度の活用

地区住民等が参加する景観づくりの活動の実現(実施)に向けたしくみの検討

志摩市景観計画概要版

発行: 志摩市 建設部 都市計画課

住所: 三重県志摩市阿児町鵜方3098番地22

TEL: 0599-44-0305

平成25年 4月1日公表

平成25年 10月1日発効